

除外する地域における高度地区を無指定とした経緯

	検討地域	場所(用途地域)	指定状況	高度地区指定とその他の変遷	指定理由	備考
⑦	準工業地域のうち容積率400%以上の地域	大森北2丁目(準工)容積率400%	指定なし		・東京都の指定方針,指定基準(S47年、S55年度、S62年、H14年)で『指定しない』方針が定められていた為	昭和48年11月20日施行で準防火地域から防火地域に変更(S47年の都指定方針で容積400%以上は防火)
⑩	第一種住居地域及び準工業地域のうち現状高度地区の指定がない地域	大森東1,3丁目(準工,一住)容積率200%	指定なし		<p>・東京都の指定方針,指定基準(S47年、S55年度)で『指定しない』方針が定められていた為</p> <p>・昭和56年までは用途地域が工専</p> <p>※対象エリアは大部分が公共施設(学校若しくは学校用地等)か公営住宅であり、都営住宅は建築基準法86条による一団地認定され、日影を検討する必要がなく、また住棟間隔に十分配慮されていることから、当時の東京都は高度地区の規制をかける必要がないと判断(第17回都市計画審議会S54.12.5)</p>	<p>S52年7月1日 周辺の大森地区は高度指定導入</p> <p>S56年4月10日 現状と同様の指定となるが対象エリアは無指定</p> <p>S56年4月10日 大森東の対象エリアは用途が工専から一住と準工に変更</p>
⑩	準工業地域のうち現状高度地区の指定がない地域	東糀谷6丁目(準工)容積率200%	指定なし		<p>・東京都の指定方針,指定基準(S47年、S55年度)で『指定しない』方針が定められていた為</p> <p>・昭和56年までは用途地域は現6,7番街区は工専で、その他の部分は元々準工業</p> <p>※用途地域変更後に関しては、東京都の指定方針,指定基準に沿って第一種若しくは第二種高度指定することもできるが指定されず</p>	<p>S52年7月1日 周辺の糀谷地区は高度指定導入</p> <p>S56年4月10日 現状と同様の指定となるが対象エリアは無指定</p> <p>S56年4月10日 土地利用の変化からの区長要望と都の用途地域の指定方針指定基準に基づき、東糀谷の対象エリアは用途が工専から準工に変更</p>